

令和 4 年第 4 回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

（その 6）

堺 市

目 次

	頁
諮問第 9 号 堺市立男女共同参画センターに係る行政財産目的外使用 不許可決定処分に対する審査請求の裁決について……………	3

令和4年第4回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和4年12月7日
堺市長 永藤英機

諮問第 9 号 堺市立男女共同参画センターに係る行政財産目的外使用
不許可決定処分に対する審査請求の裁決について

堺市立男女共同参画センターに係る行政財産目的外使用 不許可決定処分に対する審査請求の裁決について

堺市立男女共同参画センターに係る行政財産目的外使用不許可決定処分に対する審査請求に対し、次のとおり裁決することについて、意見を求める。

1 審査請求人

堺市堺区宿院町東 4 丁 1 番 27 号

堺市女性団体協議会

委員長 大町 むら子

2 審査請求の趣旨

堺市長（以下「処分庁」という。）が行った行政財産目的外使用不許可決定に関する処分（令和 4 年 4 月 28 日付け堺男女セ第 192 号）を取り消し、令和 5 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの期間について、堺市立男女共同参画センター内 1 階連絡室の使用を許可するよう求める。

3 事案の概要

(1) 概要

本件は、処分庁が行った令和 4 年 4 月 28 日付け行政財産目的外使用不許可決定に関する処分（令和 4 年 4 月 28 日付け堺男女セ第 192 号）について、処分の取消しを求めて審査請求がされた事案である。

(2) 本件審査請求に至る事実経過

- ① 令和 4 年 2 月 27 日、審査請求人は、処分庁に対し、堺市立男女共同参画センター（以下「本件センター」という。）内 1 階連絡室（以下「本件部分」という。）に係る令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までを期間とする行政財産目的外使用許可の申請を行った。
- ② 令和 4 年 3 月 25 日、処分庁は審査請求人に対し、許可申請のあった期間の内、原状回復等を条件に令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの使用を許可し

た。

- ③ 令和4年4月28日、処分庁は審査請求人に対し、許可申請のあった期間の内、令和5年1月1日から同年3月31日までの使用を許可しないとする行政財産目的外使用不許可処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- ④ 令和4年6月20日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取り消しを求める審査請求を行った。

4 審理関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

- ① 処分庁は、目的外使用の許可不許可に関して裁量を有するが、その裁量権は無制限に認められるものではなく、重視すべきではない考慮要素を重視するなど、考慮した事項に対する評価が明らかに合理性を欠いており、他方で、当然考慮すべき事項を十分考慮しておらず、その結果、社会通念に照らして著しく妥当性を欠いたものと認められる場合には、その不許可処分は裁量権の逸脱として違法となる。

- ② 本件処分は、処分庁が裁量権を逸脱したものである。

ア(ア) 審査請求人は、特に当時教育の機会を得ることが極めて困難であった女性たちが自ら学習を行うための場の確保として、昭和27年以降、堺市に対して本件センター（旧名：婦人会館）の建設を求めた。昭和27年以降、審査請求人はたびたび本件センター建設のための募金活動を実施し、昭和52年には婦人会館建設趣意書を作成して過去最大規模の募金活動を行い、これによって集まった金6500万円を、昭和55年8月に堺市に対して寄付した。本件センターは昭和55年7月に竣工した。

(イ) 本件センターにおける歴史的経緯を踏まえて、本件センターの建設後現在に至るまで、本件センター1階には審査請求人の事務所が置かれている。審査請求人は、同所を拠点として、「男女平等と女性の社会参加を進める」ため、本件センターと協働しながら、女性教育の場の提供、女性運動における最先端の知見交流の場の提供等の活動を行っている。審査請求人と本件センターとは密接不可分の関係にある。

(ウ) 本件申請に係る使用目的は、「女性の地位向上と社会参画等の男女共同参画事業の推進」というもので、本件センターの目的と共通である。

イ(ア) 他の自治体では、建物の一部のみを指定管理としているケースがあり、本

件センターにおいて指定管理者制度を導入することは、必ずしも本件部分を指定管理の対象とすることとは結びつかない。

(イ) 本件センターにおける歴史的経緯及び本件センターの目的の実現のために審査請求人が本件センターと協働している活動状況を踏まえれば、本件センターにおける本件部分を除いた指定管理の可否が考慮されるべきであるにもかかわらず、十分考慮されないまま本件処分に至っている。

(ウ) 本件部分は狭小である一方、本件センター内には他にも十分なスペースがあり、かつ、それらのスペースは現在十全に活用されていない。公表された指定管理者の募集要項においては、本件部分を「情報図書・テレワークチャレンジコーナー」（以下「本件コーナー」という。）として使用すると記載されているが、本件コーナーの機能に鑑みれば、本件部分に設置しなければならない必然性はない。また、本件センター内の本件部分以外の部分に、本件コーナーを設置するスペースは十分に存する。

本件処分は、重視すべきではない考慮要素を重視している。

(エ) 処分庁が主張する「市民サービスの一層の向上」「効果的・効率的な（施設）運営」又は「連絡室部分を含めた建物全体を指定管理対象とする方がより多くの機能を十分に発揮できる」等といった不許可決定の理由は、曖昧であり具体性を欠いており、本件部分が必須のスペースであるという結論を導くものとなっていない。

(オ) 指定管理者制度の制度趣旨からすれば、指定管理者が自主性を発揮して、本件センターの現況を変更することはむしろ制度の趣旨に適うものであり、指定管理者の募集要項においてもそのことを想定した規定が存する。そのため、本件センター内のどの部分をどのように利用するかは指定管理者の自主性に委ねるべきである。

ウ 処分庁が指定管理者に対して指定した管理方法は、本件センター設立当初から現在に至るまで継続し今後も継続が見込まれる審査請求人による本件部分の目的外使用を不可能ならしめるものである。

処分庁がした指定管理者に対する本件センターの管理方法の指定は、本件部分を除いた指定管理の実施等を十分に考慮しないものであり、本件処分と共に裁量を逸脱するものである。

(2) 処分庁の主張

① 本件センターについて、市民サービスの一層の向上と、より効果的・効率的な運用を行うため、堺市立男女共同参画センター条例（以下「本件センター条例」という。）第16条に基づき、令和5年4月から、本件センターの管理運営に民間を活用した指定管理者制度を導入する。

② 指定管理者制度導入時には、本件部分を含めた建物全体を指定管理の対象とし、求められる多くの機能を十分に発揮させることが予定されている。

③ 本件センターの内、本件部分は、指定管理者の募集要項に記載されている「⑤男女共同参画に関する情報図書・テレワークチャレンジコーナー」（本件コーナー）として、情報発信や情報提供の場であり、男女共同参画に関する資料や図書等を市民が自由に閲覧できるようにし、またジェンダー問題や女性の就労、防災等についてのパネル等を展示する等、市民の学べる場として活用する。また、場所や時間にとらわれない新しい働き方を実施・体験できる環境を整え提供する。

本件コーナーは、その性質上、常設であること、1階の利用しやすい場所であることが必要であるところ、本件センター来館者の安全を確保しつつ、それらの条件を満たすことができるのは、本件部分である。

処分庁は本件センターの管理の適正を期するために必要と認めるときは、指定管理者に対し、必要な指示をすることができる（地方自治法第244条の2第10項、本件センター条例第20条）、今般、本件コーナーの設置場所として本件部分を指定した。

④ 本件センターの内、オープンスペースについては、講座の受付等の場所として活用する予定であり、また、大ホールや研修室等の利用者が滞留する場所であるため、利用者の動線確保、安全確保の点から本件コーナーの設置が困難である。更に落ち着いてテレワークを行う環境を確保するという点からも、当該場所での設置は難しい。

加えて、玄関脇の事務スペース及び事務室②（1階北側）は、面積が狭く本件コーナーに適した広さを確保できず、また、事務室①（1階南側）は機械警備等のシステムが設置されているため来館者が入室できない事由が存する。

また、2階及び3階の各貸室、その他託児室や相談室等については、各役割において稼働する施設である。

そのため、本件部分は、本件コーナーの設置場所として必須である。

⑤ 令和5年4月からの指定管理者制度の導入に備え、令和5年1月からは指定管理

事業者への引継ぎや準備等を行う。

- ⑥ 令和5年1月1日から同年3月31日までの本件部分における目的外使用は、指定管理事業者への引継ぎや準備等の諸手続に支障が生じるため、地方自治法第238条の4第7項の「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」との要件が認められない。

そのため、処分庁は審査請求人に対し本件処分を行ったのであり、本件処分につき違法及び不当な点はない。

5 裁決しようとする主文及び理由

(1) 主文

本件審査請求を棄却する。

(2) 理由

① 本件に係る法令等の規定について

地方自治法第238条の4第7項は、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定しており、行政財産の目的外使用許可の可否に関しては、処分庁に裁量権が認められる。

そして、処分庁が有する裁量権については、その判断につき重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法となる（最高裁判所平成18年2月7日判決民集60巻2号401頁）。

② 本件処分について

ア 本件センターにおける指定管理者制度の導入

地方自治法第244条の2第3項は、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。」と規定しており、本件センター条例第16条により、処分庁は、同条例第1条に規定する設置目的を効果的に達成するため必要と認めるときは、指定管理者に本件センターの管理を行わせることができるとされている。

条文上「(市長が) 必要と認めるとき」との文言にあるように、処分庁には広範な裁量が認められるところ、本件審査請求事件の記録からは、処分庁が令和5

年 4 月から本件センターにおいて指定管理者制度を導入すること自体に違法又は不当な点は認められない。

イ 処分庁が本件コーナーの設置場所を本件場所と指定したこと

(ア) 上記アの本件センター条例第 16 条に加え、本件センター条例第 17 条第 4 号では、「センターの管理上、市長が必要と認める業務」を指定管理者の業務の範囲と設定することができる」とされている。

処分庁が、本件センターの指定管理者の募集要項において、本件コーナーの設置場所を本件部分と指定したことは、これらの規定に基づくものである。

(イ) この点、審査請求人は、指定管理者制度の制度趣旨からすれば、本件センター内のどの部分をどのように利用するかは指定管理者の自主性に委ねるべきであり、本件コーナーの設置場所として、本件部分を指定したことは不当であると主張する。

しかし、審査請求人の当該主張は、市長に対して広範な裁量を認める本件センター条例第 16 条及び第 17 条の文言に反するものであり、採用することはできない。

(ウ) 更に、審査請求人は、本件センター内には他にも十分なスペースがあるから、本件コーナーの設置場所については、本件部分以外の場所での設置を考慮すべきであると主張する。

しかし、本件センター条例第 16 条及び第 17 条によって、処分庁には広範な裁量が認められるところ、その判断が裁量権の逸脱と評価されるのは、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られる。

本件では、処分庁によれば本件コーナーは、情報発信や情報提供の場として、男女共同参画に関する資料や図書等を市民が自由に閲覧できるようにし、またジェンダー問題や女性の就労、防災等についてのパネル等を展示する等、市民の学べる場として活用されることが予定されている。そして、処分庁は、その本件コーナーの性質上、常設であること、1 階の利用しやすい場所であることが必要であると考え、その観点から、本件センター来館者の安全を確保しつつ、それらの条件を満たすのは、本件部分であると判断した。

処分庁の当該判断には合理性が認められ、本件審査請求事件の記録によっても、処分庁の当該判断について、重要な事実の基礎を欠き、又は社会通念

に照らし著しく妥当性を欠くものとは認められない。

なお、審査請求人の主張は、「(本件) コーナーを連絡室に設置しなければならない必然性がない。」との文言に見られるように、主として本件部分以外の部分でも本件コーナーの設置が可能であるといった代替性について述べるものである。もっとも仮に本件部分以外で本コーナーを設置することが可能であったとしても、処分庁の当該判断自体に合理性が認められる以上、処分庁の当該判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことになるとは言い難い。

そのため、処分庁が本件コーナーの設置場所を本件場所と指定したことにつき、裁量権の逸脱は認められない。

(エ) また、審査請求人は、処分庁が本件コーナーの設置場所を本件場所と指定したことは、審査請求人による本件部分の目的外使用を不可能ならしめるものであり、歴史的経緯や審査請求人の活動内容等に照らして不当であると主張する。

しかし、処分庁が本件コーナーの設置場所を本件場所と指定したことは、行政財産の管理に関する一事項に該当し、地方自治法及び本件センター条例によって処分庁の広範な裁量が認められ、その判断自体に合理性が認められる以上、審査請求人の当該主張によっても、処分庁の当該判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くとは認め難い。

(オ) 以上のことから、処分庁が本件センター条例に基づき、本件コーナーの設置場所を本件場所と指定したことについて、違法又は不当な点は認められない。

③ 令和5年1月1日から同年3月31日までの本件部分の使用について

ア 上記①及び②のとおり、処分庁が本件センター条例に基づき、本件センターにおいて令和5年4月から指定管理者制度を導入するとしたこと、そして指定管理者に対し本件コーナーの設置場所を本件場所と指定したことについて、違法又は不当な点は認められない。

そのため、以上を前提として、令和5年1月1日から同年3月31日までの本件部分の目的外使用について検討する。

イ 令和5年4月からの本件センターでの指定管理者制度の導入に向けて、処分庁が令和5年1月1日から同年3月31日までの間、指定管理者への引継ぎや準備

等の諸手続のために、本件センターの目的外使用を認めないことについて違法又は不当な点は認められない。

ウ そのため、審査請求人による令和5年1月1日から同年3月31日までの本件部分の目的外使用許可の申請につき、引継ぎ等の諸手続の支障を理由に、地方自治法第238条の4第7項の「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」との要件が認められないとして、本件処分を行ったことは相当である。

したがって、処分庁がした本件処分について、その判断につき重要な事実の基礎を欠き、又は、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められない。

(3) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

その他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(4) 結論

本件処分について、違法又は不当な点は見当たらず、本件処分は適法である。

本件審査請求は、以上のとおり理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定を適用して、棄却されるべきものである。

[根拠]

地方自治法第238条の7第2項の規定に基づき議会に諮問する必要があるため。

令和4年第4回市議会（定例会）
付議案件綴（その6）

令和4年12月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-22-0075